

会 議 録

会議の名称	令和4年12月22日開催政策会議	
開催日時	令和4年12月22日（木曜日）午前9時00分から 午後3時30分まで	
出席者	区長、中村副区長、岩本副区長、松村副区長、教育長、技監、世田谷総合支所長、北沢総合支所長、玉川総合支所長、砧総合支所長、烏山総合支所長、政策経営部長、総務部長、区長室長、生活文化政策部長、地域行政部長、環境政策部長、保健福祉政策部長、都市整備政策部長、教育総務部長、教育政策部長	
審議概要	1	<p>世田谷区人と動物との調和のとれた共生推進プラン（第2次）案について</p> <p>世田谷保健所</p> <p>【意見等】 ・入院等の緊急時におけるペットの預かりに関する対応の検討を進めていく旨、計画に記載を追記するよう指示があった。 ・基金活用について検討を行うよう意見があった。</p> <p>【審議結果】 付議事案を了承とする。</p>
	2	<p>世田谷区地球温暖化対策地域推進計画（令和5年度～12年度）案について</p> <p>環境政策部</p> <p>【意見等】 ・自治体間連携による再生可能エネルギー電力の利用拡大に関する質問に対し、自治体間連携は区の特徴であり、環境審議会からも、積極的な連携による取組みの推進に関する答申もあったため、更なる事業拡大の可能性を検討するとの回答があった。</p> <p>【審議結果】 付議事案を了承とする。</p>
審議概要	3	<p>羽根木区民集会所の廃止に伴う売却について</p> <p>北沢総合支所</p> <p>【意見等】 ・羽根木区民集会所について、代田地区会館に統合し、跡地は売却に向けて調整を進めることとする旨説明があった。 ・入札を行う上での条件等を整理するよう意見があった。</p> <p>【審議結果】 付議事案を了承とする。</p>
	4	<p>世田谷区立区民センター（11か所）の指定管理者候補者の選定について</p> <p>世田谷総合支所 北沢総合支所※ 玉川総合支所 砧総合支所 烏山総合支所</p> <p>【意見等】 ・世田谷区立区民センター（11か所）の指定管理期間が令和6年3月で終了することから、次期指定管理者候補者を選定する旨の説明があった。</p> <p>【審議結果】 付議事案を了承とする。</p>
審議概要	5	<p>世田谷区立玉川区民会館別館の指定管理者候補者の選定について</p> <p>玉川総合支所</p> <p>【意見等】 ・世田谷区立玉川区民会館別館の指定管理期間が令和6年3月で終了することから、次期指定管理者候補者を選定する旨の説明があった。 ・本施設のコンセプトや予約方法を改めて整理した上で、より利用されやすい施設になるよう関係所管課と検討するよう指摘があった。</p> <p>【審議結果】 出された意見を基に付議事案は再調整とする。</p>

審議概要	6	世田谷区立砧区民会館の指定管理者候補者の選定について	砧総合支所
		<p>【意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世田谷区立砧区民会館の指定管理期間が令和6年3月で終了することから、次期指定管理者候補者を選定する旨の説明があった。 <p>【審議結果】</p> <p>付議事案を了承とする。</p>	
審議概要	7	世田谷区立烏山区民会館・世田谷区立烏山区民センターの指定管理者候補者の選定について	烏山総合支所
		<p>【意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世田谷区立烏山区民会館・世田谷区立烏山区民センターの指定管理期間が令和6年3月で終了することから、次期指定管理者候補者を選定する旨の説明があった。 <p>【審議結果】</p> <p>付議事案を了承とする。</p>	
審議概要	8	世田谷区立千歳温水プールの指定管理者候補者の選定について	スポーツ推進部
		<p>【意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世田谷区立千歳温水プールの指定管理期間が令和6年3月で終了することから、次期指定管理者候補者を選定する旨の説明があった。 <p>【審議結果】</p> <p>付議事案を了承とする。</p>	
審議概要	9	世田谷区立保健センターの指定管理者候補者の選定について	保健福祉政策部
		<p>【意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で保健センターが担った役割を踏まえ、今後の災害時における保健医療福祉総合プラザの機能についての議論を進めるよう意見があった。 <p>【審議結果】</p> <p>付議事案を了承とする。</p>	
審議概要	10	警察庁深沢宿舍跡地の活用方針について	政策経営部 障害福祉部
		<p>【意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活用方針の内容について、当該地周辺の他施設の整備状況から、充足が求められる用途を整備内容とするとの説明があった。 <p>【審議結果】</p> <p>付議事案を了承とする。</p>	

審議概要	11	世田谷区個人情報保護条例の全部改正（案）等について	総務部
		<p>【意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度設計どおりに実施できるのかという不安な声があるため、細目についてお示ししてご理解いただくよう努めていくとの説明があった。 ・個人情報保護と利便性のバランスの課題があるため、職員説明会を個人情報について職員に広く理解してもらう機会にしてほしいとの意見があった。 <p>【審議結果】</p> <p>付議事案を了承とする。</p>	
審議概要	12	「虐待防止のためのSNSを活用した全国一元的な相談の受付体制の構築」に係る対応について	子ども・若者部
		<p>【意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SNSを活用した全国一元的な相談受付体制の構築については、希望する特別区児童相談所設置区について一括して運用を行う旨の東京都の提案を受け、東京都と協定を締結し一体的な実施体制のもとで対応することとするとの説明があった。 <p>【審議結果】</p> <p>付議事案を了承とする。</p>	
審議概要	13	今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）を含む子ども・子育て支援事業計画調整計画の案について	子ども・若者部 保育部 世田谷保健所
		<p>【意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グランドビジョンの考えは次期基本計画や子ども計画につなげていくとの説明があった。 ・今後、区民に分かりやすい資料となるよう工夫することとの指示があった。 <p>【審議結果】</p> <p>付議事案を了承とする。</p>	

開催日時	令和4年12月22日（木曜日）午後3時35分から 午後5時10分まで	
出席者	区長、中村副区長、岩本副区長、松村副区長、教育長、技監、政策経営部長、総務部長	
審議概要	14	<p>今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）に基づく妊娠期から就学前までの子ども・子育て支援の取組みについて</p> <p>子ども・若者部 保育部 世田谷保健所</p> <p>【意見等】 ・事業が細分化しているため、区内のどこで必要な情報、サービスにアクセスできるのか区民に伝わるよう全体像を示し、工夫した周知を行うよう意見があった。</p> <p>【審議結果】 付議事案を了承とする。</p>
	15	<p>新たな出産費助成制度の実施について</p> <p>子ども・若者部</p> <p>【意見等】 ・区民にとってなるべく簡易な手続きとなるよう、児童手続きと併せた手続きや、電子申請の導入等、運用面の工夫を行うとの説明があった。</p> <p>【審議結果】 付議事案を了承とする。</p>
審議概要	16	<p>区立小・中学校における学校給食費無償化について</p> <p>教育委員会事務局</p> <p>【意見等】 ・エネルギー価格・物価高騰により、区民生活に多大な影響を及ぼしており、学齢期の子どもがいる保護者の経済的負担が増加している状況にあること、保護者の負担軽減施策の更なる充実を図るため、緊急的な措置として、令和5年度における区立小・中学校の児童・生徒の学校給食費無償化を実施すること、令和6年度以降の継続については、エネルギー価格・物価高騰の状況や社会情勢等を踏まえつつ、改めて検討を行い決定することの説明があった。</p> <p>・保護者への周知はいつ頃行うのかという質問に対し、2月頃に周知する予定であるとの回答があった。</p> <p>【審議結果】 付議事案を了承とする。</p>
	17	<p>令和5年度の区立小・中学校給食用食材費高騰への対応について</p> <p>教育委員会事務局</p> <p>【意見等】 ・令和5年3月分までの学校給食について、学校給食費の値上げは行わず、現行の学校給食費単価の10%相当分を公費負担とする食材費支援を実施していること、食材費の高騰は収束が見えない状況が続いており、令和5年度の学校給食についても、現行の給食費単価ではこれまで通りの栄養バランスや量を保った給食水準の維持が困難になることが見込まれる状況にあること、今後も学校給食を安定的に維持・継続していくために、令和4年度に引き続き、学校給食費単価の10%相当分を食材費に上乘せし、無償化の対象とすることの説明があった。</p> <p>【審議結果】 付議事案を了承とする。</p>
審議概要	18	<p>給食室改修工事に伴う給食停止期間中の保護者負担軽減策の実施について</p> <p>教育委員会事務局</p> <p>【意見等】 ・令和5年度以降の給食室改修工事に伴う給食停止期間中については、家庭からの弁当持参を基本としつつ、保護者の負担を軽減するため、家庭で用意する弁当を含めた弁当持参等にかかる負担に対し支援すること、希望する家庭が民間事業者の弁当を注文することができるよう弁当事業者登録制度を設けることの説明があった。</p> <p>【審議結果】 付議事案を了承とする。</p>
	備考 所管課 (会議録作成所管)	政策経営部 政策企画課